

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和8年3月19日(木)

午後 2時08分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(12名)

議員	阿久津 秀文 君	議員	猿 田 正 純 君
議員	高 萩 和 彦 君	議員	藤 咲 芙美子 君
議員	田 口 優 子 君	議員	片 岡 藏 之 君
議員	篠 田 かつ子 君	議員	三 村 孝 信 君
議員	綿 引 静 男 君	議員	関 誠一郎 君
議員	加藤木 直 君	議員	杉 山 清 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	藤 田 悟 史
教 育 長	添 田 智
まちづくり戦略課長	園 部 繁
総 務 課 長	大 津 好 男
町 民 課 長	羽 部 理 恵
財 務 課 長	雨 宮 忠 芳
税 務 課 長 補 佐	小 川 純 之
国 保 年 金 課 長	富 江 一 也
長 寿 応 援 課 長	稲 川 弘 美
健 康 福 祉 課 長	飯 村 正 則
農 業 政 策 課 長	興 野 隆 喜
都 市 建 設 課 長	加 藤 孝 行
上 下 水 道 課 長	江 幡 守 仁
会計課長(会計管理者)	所 克 実
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	興 野 友 宣
主 任 書 記	藤 田 真 紀
書 記	鷺 翔 瑛

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 町長祝辞
- 3 議員代表挨拶
- 4 議員並びに役職員の自己紹介
- 5 協議案件
 - (1) 座長の選出
 - (2) 令和8年第2回城里町議会臨時会提案事項について
(別紙 議会臨時会議事日程)
- 6 閉 会

午後 2時08分開会

開 会

○議会事務局長（興野友宣君） 高いところから失礼いたします。

このたびは城里町議会議員一般選挙におきましてご当選されましたこと、誠におめでとうございます。

また、本日は何かとご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから議会全員協議会を開催いたします。

ここからは、着座にて失礼いたします。ご了承願います。

ご承知のとおり、まだ議会の構成並びに人事等がなされておられませんので、座長選出までの間、大変僭越ではございますが、私が進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、町長よりご祝辞をいただきます。

上遠野町長、演壇までご登壇願います。

町長祝辞

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和8年第2回議会臨時会に提案します議案等につきまして事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで、3月8日執行の城里町議会議員一般選挙において、定員を大きく上回る中、選挙戦を見事に勝ち抜き、当選されました議員の皆様にご心よりお祝いを申し上げる次第であります。おめでとうございます。

これから当選されました12名の議員の皆様とともに、町民の福祉向上と城里町のさらなる発展のため、議会と執行部が議論を交わし、よりよい方向に事業等が進むよう研さんしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、承認1件、議案23件についてご説明申し上げますので、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

議員代表の挨拶

○議会事務局長（興野友宣君） 次に、議員を代表いたしまして、年長議員であります杉山議員からご挨拶をいただきます。

演壇まで、ご登壇願います。

○年長議員（杉山 清君） 大変失礼しました。改めましてこんにちは。年長議員ということで一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、今月8日に行われました城里町議会議員一般選挙において12名の議員が当選いたしました。厳しい選挙戦をくぐり抜けた方々でございまして、一人一人がそれぞれ町民の期待を担ってここに来ているわけでございます。その町民の負託にしっかり応えられるようお互いに切磋琢磨しながら、議員活動、議会活動に取り組んでまいりたいと存じます。

そして、議会の役割をしっかりと果たしているとの声が町民の皆様から届けられる、城里町が前に進めるような議会活動、議員活動、議会運営がされますことを、ご期待を申し上げ年長議員としての挨拶といたします。

本日は大変ご苦労さまです。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

議員並びに役職員の自己紹介

○議会事務局長（興野友宣君） ここで、議員並びに町三役及び職員の自己紹介をいたします。

初めに、議員よりお願いいたします。

なお、自己紹介の順番は、阿久津議員から期数の若い順に、自己紹介をよろしくをお願いいたします。

それでは、阿久津議員、お願いいたします。

○議員（阿久津秀文君） 塩子出身、在住の阿久津秀文です。これからよろしくをお願いいたします。

○議員（高萩和彦君） 石塚に在住しております高萩和彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（田口優子君） 桂地区のたかね台団地に住んでおります田口優子と申します。よろしく申し上げます。

○議員（篠田かつ子君） 小勝に住んでおります篠田かつ子と申します。よろしく申し上げます。

○議員（綿引静男君） 上入野に在住しております綿引静男です。よろしく申し上げます。

○議員（加藤木 直君） 高久地区在住の加藤木 直でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（猿田正純君） 旧小松村の猿田正純です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（藤咲芙美子君） 石塚に住んでおります藤咲芙美子でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○議員（片岡藏之君） 旧七会地区の七会地区下赤沢に在住しております片岡藏之です。よろしく願いいたします。

○議員（三村孝信君） 石塚小学校の近所にいます。三村孝信です。よろしく願いいたします。

○議員（関 誠一郎君） 阿波山に在住している関でございます。よろしく願いいたします。課長の皆さんお手柔らかにお願いいたします。

○議員（杉山 清君） 栗在住の杉山 清です。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

続きまして、執行部側の職員ですが、ただいま出席しておりますのは町長、副町長、教育長、課長、局長でございます。出席要求書の順で自己紹介をお願いいたします。

○町長（上遠野 修君） 町長の上遠野でございます。趣味は登山でしたが最近はずっかりできておりません。これからよろしく願いいたします。

○副町長（藤田悟史君） 副町長の藤田でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（添田 智君） 教育長の添田 智です。どうぞよろしく願いいたします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） まちづくり戦略課長の園部 繁です。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（大津好男君） 総務課長の大津でございます。今後ともよろしく願いいたします。

○町民課長（羽部理恵君） 町民課長の羽部でございます。よろしく願いいたします。

○財務課長（雨宮忠芳君） 財務課長の雨宮忠芳です。どうぞよろしく願いいたします。

○税務課長補佐（小川純之君） 税務課長佐藤の代理で出席しております課長補佐の小川です。よろしく願いいたします。

○国保年金課長（富江一也君） 国保年金課長の富江一也と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 長寿応援課長の稲川弘美です。どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉課長（飯村正則君） 健康福祉課長の飯村正則でございます。上赤沢在住でございます。よろしく願いいたします。

○農業政策課長（興野隆喜君） 農業政策課長の興野といいます。よろしく願いいたします。

○都市建設課長（加藤孝行君） 都市建設課長の加藤孝行と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○会計課長（会計管理者）（所 克実君） 会計課長の所 克実と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○上下水道課長（江幡守仁君） 上下水道課長の江幡守仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） 農業委員会事務局長の山崎栄一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 教育委員会事務局長の廣木と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

続きまして、議会関係の職員になります。

議会事務局主任書記の藤田でございます。

議会事務局書記の鷺でございます。

最後に、私、議会事務局長の興野でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

協議案件

○議会事務局長（興野友宣君） それでは、早速、会議に入らせていただきます。

これからの会議を進めるために、座長の選出をしたいと思います。

座長につきましては、慣例により年長議員が務めることとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、年長議員であります杉山議員、座長席に、ご着席願います。よろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） ただいま座長に指名されました杉山でございます。暫時の間、座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の全員協議会は、3月24日に招集されます令和8年第2回城里町議会臨時会に提案される事項等について事前に協議をいただくものであります。よろしく審議のほどお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。

全員出席であります。

それでは、早速、協議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、執行部からの説明につきましては、自席でお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、氏名を言った上で質問ください。

それでは、選挙第1号から選挙第4号及び議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会事務局長より説明を求めます。

議会事務局長興野友宣君。

○議会事務局長（興野友宣君） それでは、選挙第1号 議長の選挙についてから選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまで、それから議会運営委員会委員の選任について及び常任委員会委員の選任についてまでを、一括でご説明申し上げます。

まず、選挙第1号 議長の選挙についてでございますが、これは現在、議長が決定されておりませんので、地方自治法の規定により議長1名を選挙するものでございます。

次に、選挙第2号 副議長の選挙についてでございますが、議長同様、地方自治法の規定により副議長1名を選挙するものでございます。

次に、議会運営委員会委員の選任についてでございます。

地方自治法第109条の3及び城里町議会委員会条例第4条により議会運営委員会の設置が規定されているものでございます。委員の選任は議長が会議に諮って指名することとされております。

次に、常任委員会委員の選任についてでございます。

常任委員会委員の選任は、地方自治法第109条第2項及び城里町議会委員会条例により、議員は総務民生常任委員会、または教育産業常任委員会のどちらかの委員会に所属することとなっております。委員の選任は、議長が会議に諮って指名することとされております。

また、予算決算常任委員会については、議長を除く全議員が委員となるもので、同じく委員の選任については、議長が会議に諮って指名することとされております。

次に、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてでございますが、この組合は本町と笠間市、水戸市とで組織されている広域事務組合でございます。事務としては斎場及び火葬場の設置及び管理運営でございます。この組合の議員につきましては、笠間地方広域事務組合同約第5条の規定により2名を選挙するものでございます。

次に、選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてでございますが、この広域連合は、県内44全市町村で組織されてございます。事務としては、高齢者の医療に関する法律に規定する被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課及び保険業務等でございます。この広域連合の議員につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により1名を選挙するものでございます。

以上、選挙4件、委員の選任2件につきまして、一括ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○座長（杉山 清君） これより質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 承認第3号 専決処分第2号（令和7年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

専決処分書です。

今回の補正予算（第8号）につきましては、2月8日に執行した衆議院議員総選挙に伴うもので、高市総理が衆議院を解散する意向を正式に表明した日、令和8年1月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

3ページをご覧ください。

令和7年度城里町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,605万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ143億3,019万2,000円としたものです。

4ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

17款県支出金、3項委託金であります。既定額に1,563万4,000円を追加したものです。衆議院議員選挙費委託金を追加したものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に42万5,000円を追加したものです。財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

歳出。

2款総務費、4項選挙費であります。既定額に1,605万9,000円を追加したものです。衆議院議員選挙に係る人件費やポスター掲示板等の需用費、電算委託やシステム使用料等の物件費等を追加したものでございます。

以上、承認第3号 専決処分第2号につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、5ページから12ページの事項別明細書、給与費明細書等をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○座長（杉山 清君） これより承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご説明申し上げます。

議案第7号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります
が、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、国家公務員同様の措置を講ず
るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、通勤手当の区分について追加するものです。

詳細につきましては、議案第7号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご説明申し上げます。

議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります
が、城里家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」のキャビンの一部をペット同伴可能とすると
ともに、窓口におけるコピー手数料を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案第8号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 座ったままでいいですね。

○座長（杉山 清君） はい。

○議員（藤咲芙美子君） ペット同伴もよいと思うんですけども、ペット同伴になっ
ても金額の変更はないようです。衛生面での管理は室内、室外ともにきちんとできるように
すべきだと思うんですけども、その点、どのように考えていますでしょうか。

それから、もう一つ、職員の統一した知識を共有すべきかと思いますが、いかがでし
ょうか、お答えください。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、料金の件に関しましては、今回ペット同伴可の施設の利用につきまして、使用料
金を設定させていただいております。

新旧対照表2ページをご覧くださいと思います。

ペット1匹につきましては、無料ということで今までと同額の使用料ということになっ

ております。2匹目につきまして3,000円、3匹目、3匹になりますと6,000円という料金を設定させていただいているところでございます。

また、衛生面につきましては、通常ふれあいの里キャンプ場のチェックインの時間は、正午、お昼以降にチェックイン可能としておりますが、ペット同伴可の施設につきましては、2時以降のチェックインということで、前日宿泊者の退室後の清掃時間等を、余裕をもって時間をとり、衛生面等に気を遣っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（藤咲芙美子君） 答弁ありません。

職員の統一した知識を共有すべきだということで、気を遣っていただけですか。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 2回目の質問いいですか。

○座長（杉山 清君） はい。

○議員（藤咲芙美子君） すみません。今、施設の2時以降にチェックインするということで、ペットの同伴というようなことをお聞きしました。職員に対しては気を遣っていくということなんですけれども、具体的にどのように気を遣っていくのか、ペットを同伴するということに対しての排せつ物とか、そういうものについての処理とか、そういうものをどういう形で利用者に説明しているのか、どうなのか、するのか。そういうことは決定されているのか。説明事項に書かれているのか。そこら辺のところをちょっと知りたいんですけれども。ペットを入れるということは、非常に衛生面とかそういうようなことを考えなくちゃならないと思うので、もう少し真剣になってほしいと思うんですが、いかがですか。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ペットにつきましては、現在もオートキャンプ場などにつきましては、ペットが入村できるような状態になっております。

また、今回キャビンにつきましては8人用キャビン2棟ほどをペット同伴可の施設とする予定になっておりますが、こちらにつきましては、場所的に第3オートキャンプに隣接している場所で、一定のキャビン棟のエリアから区画できると考えておりますので、キャビン棟のエリアの中には影響が少ないという場所になっております。

また、利用者につきましては、外、外部に出る場合には必ず犬の場合はリード、またそのほかの哺乳類につきましては、ゲージなどを使用するようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君）　ということは、要するにいろんなペットが利用するときに、説明書にきちんと書かれているということですね、その使用方法、利用方法は。

○座長（杉山　清君）　まちづくり戦略課長園部　繁君。

○まちづくり戦略課長（園部　繁君）　こちらの運用につきましては、指定管理をしている開発公社等の窓口で利用者に注意書き等の説明をするという予定になっております。

○議員（藤咲芙美子君）　分かりました。

○座長（杉山　清君）　いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山　清君）　続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君）　ご説明申し上げます。

議案第9号　城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、見舞金の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置するものです。

詳細につきましては、議案第9号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山　清君）　これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山　清君）　続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君）　ご説明申し上げます。

議案第10号　城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、こども未来戦略に基づき新たに創設される乳児等通園事業の実施に伴い、町条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案第10号説明資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山　清君）　これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山　清君）　続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご説明申し上げます。

議案第11号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります、子ども・子育て支援金制度の創設及び地方税法施行令の一部の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、子ども・子育て支援金制度の創設による被保険者への賦課・徴収、国民健康保険税の課税限度額の引き上げや国民健康保険税の軽減措置について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案第11号説明資料1ページから17ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご説明申し上げます。

議案第12号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります、介護保険法施行令の一部改正に伴い町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、令和7年度税制改正による住民税の給与所得控除見直しの影響により、保険料段階が変わり得る第1号被保険者について、当該見直し前と同様の判定となるよう、保険料額の算定に関する特例を設けるものです。

詳細につきましては、議案第12号説明資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 介護保険条例、これは非課税世帯で減免するということなんでしょうか。令和8年度も7年度で非課税世帯の人を8年度も非課税世帯の人が減免するということでしょうか。ちょっと具体的な内容がちょっと見当たらない、よく分からないんですけども、具体的に一つ一つ教えていただきたいなと思います。説明してください。

○座長（杉山 清君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えいたします。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例ですが、介護保険法施行令が改正され令和7年度の税制改正における給与所得控除見直しの最低保障額の引き上げが行われました。

こちら第9期介護保険事業計画の保険料収入に影響しないように措置されましたので、今回の町の条例の改正点につきましては、令和7年度分の住民税が非課税であった第1号被保険者の方、またはその世帯の世帯員が今回の令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに合わせまして、来年度令和8年度の住民税の非課税となる範囲で、就労調整、少し収入を増やした方とかがおられると思いますので、就労調整を行った場合に今回の介護保険施行令の規定を適用しますと、課税世帯になってしまう場合があるんです。

その場合には、令和7年度の非課税世帯だった方は、令和8年度も同じように非課税世帯として扱うような形で、特例減免を行うものでございます。

通常、減免するためには個別に申請が必要ですが、今回に限り申請をしなくても該当する方は自動的に判定しまして、全員減免できるようにするために今回の改正をいたしました。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） 藤咲議員、分かりましたか。

○議員（藤咲芙美子君） ちょっといまいち事情があまり分からないのですが大丈夫です。分かりました。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長 園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 議案第13号 城里町過疎地域持続的発展計画についてであります。茨城県の過疎地域持続的発展方針に基づき、令和8年度から令和12年度までの計画を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、人口減少が著しい地域が策定する持続的可能な地域社会の形成に向けた計画でございます。現在、当町におきましては、桂地区、七会地区が過疎地域に指定され、令和3年度から令和7年度までの計画期間の計画が策定されているところでございます。

今回、計画期間満了となるため新たに令和8年度から令和12年度までの計画を策定するものでございます。

計画の内容は県計画を踏襲し各種事業につきまして、追加をしたものでございます。本計画に基づき実施される企業に、過疎対策事業債の発行が可能で有利な財政支援が受けられるなどの利点がございます。

内容につきましては、別添の城里町過疎地域持続的発展計画、令和8年度から令和12年度をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第13号 城里町過疎地域持続的発展計画について、ご説明させていただきました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第14号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,676万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ141億8,342万6,000円とするものです。

第2条、繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越しして使用することができる経費であります。

第3条は債務負担行為の補正であります。

第4条は地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に1億9,043万円を増額するもので、普通交付税の追加交付によるものです。

15款使用料及び手数料、1項使用料であります。既定額に65万2,000円を増額するもので、行政財産使用料の増によるものです。2項手数料ですが、既定額に8万6,000円を増額するもので、住民票謄抄本手数料の増によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に835万2,000円を増額するもので、主なものは障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金の増によるものです。2項国庫補助金であります。既定額から1,953万3,000円を減額するもので、主なものは土木費、国庫補助金、総務費国庫補助金等の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に282万2,000円を増額するもので、主なものは障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金、児童福祉費負担金の施設型給付費負担金等の増によるものです。同じく2項県補助金であります。既定額から382万2,000円を減額するもので、主なものは実績による農業振興費補助金や土木費補助金等の減によるものです。3項委託金であります。既定額から1,232万7,000円を減額するもので、主なものは実績による選挙費委託金や国勢調査委託金等の減によるものです。

18款財産収入、2項財産売払収入であります。既定額に119万8,000円を増額するもので、土地売払い代金の増によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に730万円を増額するもので、企業版ふるさと応援寄附金の増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額から3億3,963万円を減額するもので、主なものは歳入歳出調整のため財政調整基金繰入金を減額するものです。

22款諸収入、4項受託事業収入であります。既定額から2万2,000円を減額するもので、農業者年金業務委託金の減によるものです。5項雑入であります。既定額に142万8,000円を増額するもので、主なものは、農地中間管理事業業務委託金や移転補償費等の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に1,630万円を増額するもので、町道排水整備事業に土木債を充てたため、増になるものです。

4 ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費であります。既定額から222万3,000円を減額するもので、実績により人件費、委託料等を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から2,241万5,000円を減額するもので、主なものは実績により一般管理費の人件費、委託料等の減、企画費の人件費、使用料等の減額等であります。2 項町税費であります。既定額から966万円を減額するもので、実績により人件費、委託料等を減額するものです。3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から371万9,000円を減額するもので、実績により人件費、委託料等を減額するものです。4 項選挙費であります。既定額から900万円を減額するもので、参議院選挙茨城県知事選挙の実績により減額するものです。5 項統計調査費であります。既定額から238万5,000円を減額するもので、国勢調査の実績により減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から3,655万6,000円を減額するもので、主なものは国民健康保険特別会計事業勘定繰出金や介護保険特別会計保険事業勘定繰出金の減によるものです。2 項児童福祉費であります。既定額に2,611万9,000円を追加するもので、主なものは保育使用費の施設型給付費の増等によるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額から2,554万3,000円を減額するもので、主なものは国民健康保険特別会計施設勘定の繰出金の減によるものです。2 項清掃費であります。既定額から70万円を減額するもので、実績による人件費の減によるものです。4 項下水道費であります。既定額から21万4,000円を減額するもので、実績による合併処理浄化槽設置補助金の減によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に3,884万3,000円を追加するもので、主なものは増井地区の基盤整備事業、農業競争力強化基盤整備事業負担金の増による

ものです。

6 款商工費について財源の内訳を補正するもので、予算額の増減はございません。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から415万8,000円を減額するもので、実績による人件費等の減によるものです。2 項道路橋梁費について財源の補正するもので、予算額の増減はございません。3 項河川費であります。既定額から931万3,000円を減額するもので、実績による河川改修工事費等の減によるものです。4 項都市計画費であります。既定額から2,322万8,000円を減額するもので、主なものは実績により下水道事業会計補助金及び下水道事業支出金の減額によるものです。5 項住宅費であります。既定額から511万7,000円を減額するもので、実績により委託料や補助金を減額するものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額に683万7,000円を追加するもので、主なものは補助事業を使った消防備品や防災用備品購入費の増によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額から510万円を減額するもので、実績による人件費、委託料の減によるものです。2 項小学校費であります。既定額から5万5,000円を減額するもので、実績による工事請負費の減によるものです。3 項中学校費であります。既定額から1,853万7,000円を減額するもので、実績による委託料や工事請負費等の減によるものです。4 項社会教育費であります。既定額から1,540万8,000円を減額するもので、実績による人件費や委託料、工事請負費等の減によるものです。5 項保健体育費であります。既定額から1,633万2,000円を減額するもので、実績による人件費や工事請負費等の減によるものです。

11 款 1 項公債費であります。既定額から890万2,000円を減額するもので、令和6年度分借入実績により減額するものです。

6 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

2 款総務費から10ページ、9 款教育費までの50事業23億7,326万1,000円について、翌年度に使用できる経費として繰越しするものです。

11 ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

城里町地域活性化イベント等補助の債務負担限度額を160万円に変更するものです。

12 ページをご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

まず、追加は農業競争力強化農地整備事業、県が行っている増井地区の農業整備事業でございます。国の補正予算により事業が進捗し、伴って発生する町負担金に公共事業等債を充てるため追加するものです。

13 ページの変更でございます。合併特例債事業につきましては、石塚の地区計画道路の9-4号線改良事業及び磯野町道0219・1315号線改良事業の実績額に応じ、起債の限度

額を540万円減額するものです。

過疎対策事業については、桂地区の道の駅移転整備事業、町道7-08号線ほか3本及び七会地区の町道15号線道路舗装修繕事業の実績額に応じ、起債の限度額を4,660万円減額するものです。

公共施設等適正管理推進事業については、ホロルの湯大規模改修事業の実績額に応じ、起債の限度額を750万円減額するものです。

脱炭素推進事業については、ふれあいの里場内外灯更新事業、常北運動公園テニスコートナイター照明改修事業、旧小松小学校体育館照明改修事業、それぞれ照明のLED化ですが、実績額に応じ、起債の限度額を710万円減額するものです。

緊急浚渫推進事業については、河川浚渫工事の実績額に応じ、起債の限度額を150万円減額するものです。

緊急自然災害防止対策事業については、町道0101号線ほか1本の町道排水整備事業を追加するために、起債の限度額を5,730万円増額するものです。

緊急防災減災事業については、常北中学校武道場、桂中学校武道場、常北公民館体育室の空調整備事業等の実績額に応じ、起債の限度額を1,690万円減額するものです。

以上が、議案第14号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第9号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、14ページから40ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） 第2表の繰越明許費についてお伺いしたいんですけれども、要するに繰越しを今年度、事業ができなかった、来年度9年度に持ち越すという内容ですけれども、これ全部8年度の予算で審議に入ったものですか。議会にかけていないものはありませんか。ちょっと財務課長に聞きたい。

○座長（杉山 清君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 関議員のご質問にお答えします。

繰越明許費は、当初予算で計上したもの及び補正予算で計上したものが、年度内に完了できなかったものについて、来年度以降に繰り越して事業を行うものですので、予算自体は議会に上げてあります。承認いただいているものです。

○座長（杉山 清君） 関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） その繰越明許の中で、やっぱり一番おかしと思うのが、土木費かな、土木費4都市計画費の中でストックヤード跡地実施設計事業という形の中で載っていますけれども、このストックヤード、この常北町で行われる工事の残土処分場が、このストックヤードだったにもかかわらず急遽、町長が公園に変更してこのストックヤードが

なくなってしまう。

これは議会にもう少し丁寧な説明が欲しいですよ。だったら、このストックヤードを廃止するのなら、どこへ今度は常北町の建設業者が置くストックヤードが、ここに設置した、ここに変更したという形の中で公園にするんでしょ。何か町長の思いつきでやっている感じ。この辺、町長どう考えているの。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

三角グラウンド下のストックヤードにつきましては、これまでも議会の一般質問等で満杯になった後には芝生を張ったりして、公園として使えるようにするというようなことを2年くらい前から説明してきたところでございますので、特に思いつきということではなくて、かなり前からこういったことでやっていきますよということを説明して、予算の承認をいただいて進めてきたものというふうに認識をしております。

ストックヤードにつきましては、そろそろいっぱいになりますので、ただ、あと1年くらいはもつと思いますので、また桂地区のストックヤードも常北地区のものを持っていても、それは同じ町の中のものですから、入りますしそういった形でやっていこうとは思いますが、いずれにせよ、いっぱいになった後には、また新しいストックヤードを土地の購入費などを計上する必要があるかと思いますが、今、計上しなくてもあと1年ないし2年くらいはやっていけるのかなというふうに思いますので、そのとき、土地の購入費などお認めいただければというふうに思います。

○座長（杉山 清君） 関 誠一郎君。

○議員（関 誠一郎君） あのね、ストックヤードを公園にすると変更になれば、同時にあと一、二年ぐらいかかるということであるけれども、同時にストックヤードの今度の新しい場所を設定して決めて、公園という形の中で進んでいくのなら分かるよ。思いつきでやっているんじゃないよ、こういうことは。建設業者はどうするの。じゃ、どうして七会もある、常北もあった、桂もあるストックヤード、何で分けた意味があるんですか。あとは公園に桜を植えていいかどうかのアンケートなんかも勝手に取ってさ。訳の分からないことをやっていないで、もう少し公表してくださいよ、議会に。アンケートを取った取る話なんか、議会に全く話ないでしょ。もう少し情報共有をして、よりいい税金の使い方をしてください。回答はいいです。

○座長（杉山 清君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） ただいまの繰越明許なんですけれども、これ2億5,200万円の元気アップ振興券第9弾なんだけど、これ1月に補正をかけていますよね。

まず、お伺いしたいのは、現在の進捗状況、そしてガソリン代、ガソリンも今、大変上

がっている。物価も大変高騰していて町民の方は大変生活を苦しんでおります。できるだけ早くやってほしいんだけど、進捗状況お伺いします。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの加藤木議員のご質問にお答えいたします。

元気アップ振興券の進捗状況でございますが、現在、事務手続等を進めておりまして、今後のスケジュールといたしましては、6月に1人1万4,000円の商品券を配布するというところで、配付をする郵便局との協議は終わっているところでございます。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） 加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） 6月遅い。もうちょっと早くならないですか。これもし、元気アップ商品券がいろんな形で郵便局がどうこうというんだったら、現金でやってくださいよ、現金で。とにかく早くやってほしい。町長、答弁。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

そういった指摘は1月もいただいたので、庁内でもっと早く仕事ができないかということで、部下とも庁内で検討したんですが、どう頑張っても1週間とか2週間、ゴールデンウィーク明けとかに人を大量に投入して事務をやれば、少し1週間、2週間早くなる可能性もありますが、こういう働き方改革の中で、その期間を短くするために職員にそこまで無理をかけることが、果たして本当にどれほどの意味があるのかと。

それから、また最終的には郵便局が配るわけですが、郵便局のほうでも、繁忙期があって、その中でこの時期だったら安定して配れますという郵便局側の都合もあって、こういう時期になっておるわけでございます。

何とぞ早く、早くという思いもしっかりと受け止めますが、そうは言っても今、諸事情でこれ以上無理をかけられないということで、私もなるべく早くやりたいということで、内部で検討したんですけれども、ちょっとそれはやっぱり無理があるということで、5月に配っても6月に配っても、そんなに住民のほうからして、大きな問題になるようなことではないと思いますので、ぜひそんな無理をさせないで、落ち着いて仕事ができるように、ご理解をいただきたいというふうに思います。無理をさせれば何とかなるのかもしれませんが、ちょっと無理だというふうなことが内部で話し合って、そういう結論に至りましたので、どうかご理解いただきたいと思います。

○座長（杉山 清君） 加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） もうこれ第9弾で8回もやっているんだよね。だからどのぐらいかかるというのは、もう既に分かっているはずなの。だったらば、こういう町民が、生活が大変なときに、やはり現金に換えるとか、別の方法で水道代を無料にするとか、そう

いった別の方法で生活を楽しませてあげられるようなことを考えたほうがよろしいんじゃないですか。いやもう答弁聞いてないよ。そういったことを、これが駄目だったらとにかく少しでも早く一日でも早く支援できるような体制というものを考えるべきじゃないですか。これ以上言っても言い訳になるので、言い訳聞きたくないから別のほうにいきます。

それでは、事業概要の中の財務課のほうで、予算概要の中で、課長、これ財政管理事業の中の減債基金の積立金ね、これ2,095万1,000円、これ国からの措置ということなんだと思うんですけども、この減債基金の積立金の中身について減債基金たるもの、1期生の方もいるので、この内容についてちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっとさっき言い訳は聞きたくないという話もあったのですが、それはちゃんと言わなきゃいけないので、言い訳じゃなくてきちんと説明しますと、既に1月の議会で商品券を前提に様々な委託費とか事務費が計上されて、可決されているのもかわらず、それをすり替えて突然現金給付に変えちゃったら、それは既に成立済みの予算とそごが出てしまうので、そういうことはできないのであります。

既に1月の議会で議決されたことでありますから、その議決された内容はそれを守って新年度に繰り越して執行するということですから、そこは制度上できないということを、これはきちんと申し上げておかなければならないというふうに申し上げます。

財務課長から減債基金のことは答弁させます。

○座長（杉山 清君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今回の減債基金への積立金としては、地方交付税の中に8年度、9年度における臨時財政対策債の一部償還財源として積み立てておいて、8年度、9年度に償還しなさいという、紐付きの交付税の中身でして、これは町で借り入れた分の償還金として充てるものであります。

なので、減債ということは少なくなる債務の中で返していくという基金になっていますので、一時そこに積み立てて、8年度、9年度でそれを償還金に充てるというものでございます。

○座長（杉山 清君） 加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） それでは、ちょっとお伺いします。

まず、その借金を減らすための基金ですよということなんですけれども、まず、それ以外には使えないのかどうかというのが1点と、それともう1点、実際の当町のこれから返さなければならない、いわゆる借金の残高、現在、どのぐらいあるか、億単位で結構です。教えてください。

○座長（杉山 清君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ちょっとお待ちください。

すみません。起債残高なんですけど、7年度の当初予算の中では130ページに地方債の調

書というのがありまして、現在高ということで当該年度末残高として147億円という数字が出ています。それが起債残高として出ていますので。

○議員（加藤木 直君） 特会も入れて。

○財務課長（雨宮忠芳君） 特会は入っておりません。これは一般会計のみでございます。特会を入れると200億円ぐらいの数字になると思います。

○議員（加藤木 直君） 200以下ね、じゃ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 200ちょっと、ぐらいだと思うんですが、ちょっと足し上げていないのであれなんです。

○座長（杉山 清君） 加藤木 直君。

○議員（加藤木 直君） 分かりました。

それと、この減債基金は、ほかのものに使うことはできますか。

○座長（杉山 清君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） これは、あくまでも償還財源として積み立てている基金でありますので、それ以外では使わないです。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 加藤木議員に関連してなんですけれども、前回の定例会で商品券を町民に配るんだということで、額が1万4,000円ぐらいになるというような具体的なことまでは言っていたと思うんだよ。それで、各議員からももう少し早くできないかということは、何度も言われたんだよ。あのとき、町長はできるだけ早くしますと、5月って言わなかったか、言っていないかな。ちょっと町長思い出してもらいたいんだな。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） できるだけ早くということで申し上げまして、庁内でできるだけ早くということで、確かに指示は出したのですが職員のほうからは、ちょっと難しいと。議会からそういうふうな意見があるけど、業務的にそれは難しいと、とにかくということですので、そこはご理解いただきたいと。

本当に早く配れないのは申し訳ないのですが、いろんなほかの事業もありますけれども、早期執行ということでお願いはされるのですが、いろいろ仕事の都合があって、そんなに早くといっても、私も意図的に遅らせているわけではなくて、何とか早くできないかということで、職員とは何度も話はしたのですが、やっぱり手が回らない、それは難しいということで6月ということで勘弁願いたいというふうに思います。

○座長（杉山 清君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） あなたね、この間は郵便局が配れないと言ったんだよ、覚えているか。今度は職員が間に合わない。どっちが本当なんだね。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 両方、事情があります。郵便局の側もありますし、準備するこちら側の事情もありますので、早くと言っても1週間、2週間は何とかなるかもしれませんが、大幅にそれ以上、大幅に早くすることは現状難しいんじゃないかと。1週間、2週間早くするために払われる労力というか、負担というのを考えると、そこは落ち着いたスケジュールで仕事をやらせていただきたいなというふうに思っております。

○座長（杉山 清君） 三村孝信君。

○議員（三村孝信君） 町長、これ何で配る時期について議員が質問しているかというのは、9月20日にあなたの任期が満了日になるわね。そうするとそれより1か月早く8月の23日に選挙を予定しているわけだ。分かりますか。あなた、これは全額国からの補助金だけれども、みんなが心配しているのは、あなたが自分で配るようなそういう品のないことはしないと思うけど、だけどその品のないようなことをしないと思うんだけど、みんな心配しているんだな。

だから、選挙時期は早めるわ、配る時期は6月じゃないとできないと言うし。そうすると、おのずと我々が心配しているようなことにならないかということになるんだよ。そういうことはないと思うんだけど、老婆心ながら心配しているということで、一言、言っておくけれども、李下に冠を正さず、あなたらしく正々堂々とやってもらいたいんで、できちゃ早く配ったらいいいと思うよな。

それが、今、加藤木議員も含め、この件に関して質問した議員の本意、本当の意味だと思っているんですよ。だから、郵便局ができないというのはあまり理解できないんだ。あれだけの年賀状やいろんな文書を配るんで、これを1件当たり商品券を配るのに、これは大変な仕事だよというのはどうなのかね。郵便局に確認しようか。まちづくり戦略課長、どうなの、これ。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの三村議員のご質問にお答えいたします。

郵便局との協議の中では、町の商品券配布につきましては、簡易書留を利用しているところでございます。簡易書留ですと、必ず相手方に渡してサインをいただくということで、これを1回、2回ほど繰り返していただくということで、日数がかかると。また、渡せなかった方に関しても、一定の期間、留め置きをするということもありまして、やはり日数的にかかる。

また、5月中につきましては、その他の業務で郵便局のほうでも税金の配布等の関係もあり、5月中というのはなかなか難しいという協議でございました。

○議員（三村孝信君） あなたが言うと本物っぽい、いいですよ。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 私もこの件については、同意見です。なぜ早急にやろうとしな

いのかということは、やっぱり追加させていただきます。本当に元気アップ振興券というのは、毎回嫌がっている人たちがいるんですよ。そういう人たちに対して、まだこれからも、また1人1万4,000円も入れるのかと。でも、助かっている人はいるから、助かっている人はいるんですよ。でも、できるのであれば、何のために配るのかというようなことを、ちょっとやっぱり考えていただきたい。低所得者の人たちは利用したいと思っているんですよ。でもね、早めに配ってほしいなと私は思っています。

それで、繰越明許費について、お聞きいたします。児童福祉費なんですけれども、これ物価高騰対策、子育て支援の手当事業、それから低所得層の子育て世帯生活応援特別給付金ということなんですけれども、なぜこういう大事なことが繰越明許費になるんでしょうか、お聞きいたします。

それから、2番目の林業なんですけれども、町有地で倒木事故に関する委託契約というのですが、これ倒木事故になってからの対応ではなく、町の林業に計画的に森林環境譲与税とか、そういうものを利用して行うことはできないのでしょうか、これお聞きします。

それと、あとホロルの湯の浴室修繕事業が、これも繰越しになっていますが、何でこんな大事なこと、何で先送りするんだろうと。早くやるべきだよと思うんです。

あと道の駅の移転整備、これも繰越明許費になっていますけれども、どういうことでその繰越明許になったのか、何でこういう明許になっているのか、理由を教えてください。

それから、道路橋梁費なんですけれども、22項目ありますけど、毎年同じようなことを言っているんですよ、私は。これね、今年度にできないようなことを何で予算化するんでしょう。これもっと整理して予算化していただきたい。町民の税金もこのような立て方というのは、やっぱり納得できないと思うんですよ。何でこういう予定は立てるけれども、繰越しにすればいい。繰越しにしたものは次から次とできるものだということで、いつも何か不信感の塊しかありません。私、この土木費については。これをもう少し何とかできないのか、ちょっとこれを説明してください。

それから、町営米沢・南団地、今、私の前で町営の子育て支援の住宅をやっていますけれども、今の建設費との兼ね合いなのではないでしょうか。何でこの繰越しになっているのかなというのが、ちょっとよく分かりません。何でどういう理由なのか、建設費はどのようになっているのか、ごちゃまぜになっているから、本当に一つ一つ説明していただきたいぐらいなんです、これ。だから、これも何で2億円も繰越しになっているのか、お聞きします。

それから、この消防費については、後でちょっと一つ一つ職員のところに行って聞きます私。これ一々説明するのは大変でしょうから。後で聞きますので教えてください。

あと債務負担行為の補正なんですけど、11ページになります。11ページの債務負担行為の補正。地域活性化イベント補助が120万円だったのが160万円になっているんですよ。何でなんですか。本来ならば減額すべきですよ。今、この物価高騰対策で考えなければならぬ低所得層が、非課税世帯がどんどん増えている中で、何でこんなイベントの補助に増額

しなければならないのでしょうか、お聞きいたします。

それから、まず1つ、今、質問したことを答えてください。もう一回、またその後で聞きますので、一つ一つ教えてください。聞いたところ説明してください。

○座長（杉山 清君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 藤咲議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、物価高騰対応応援子育て手当事業並びに低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業、なぜこれをやらずに繰越明許になっているのかというようなお話でございました。

実際には、勘違いされては困るんですけども、この2つの事業はほぼプッシュ型で既に完了しています。じゃなぜここに残っているのかというと、基準日以降に転入転出の絡みと、あと忘れてはいけないのは、出生、3月に生まれた方は3月31日まで対象ですので、この方の分の財源を翌年度に置いておかないと、3月にお生まれになったお子さんに手当が支払いできないということで、今回、繰越明許費のほうに計上させていただきます。ご理解お願いいたします。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの林業費でございます。町有林の付近に最近太陽光が設置されるということになっております。農地にも太陽光が増えておりますが、そこで町有林の木々が太陽光に落ちて破損してしまったという事実がありましたので、今回、森林環境譲与税を使いまして、整備をしているところでございます。議員の言うとお確認して町有林の付近に、そういう建物がある場合は、譲与税を使って森林整備等を行っていききたいと思います。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、繰越明許の件に関しまして、ホロルの湯浴室等の修繕ということでございますが、こちらにつきましては、年度末に近くなりまして、ホロルの湯の障害者等が使う個室の浴室、ここの天井が下がったという事案がございました。確認をしたところ、天井裏の老朽化、さび等がひどく落下する危険があるということで、急遽修繕工事をするということになったものでございます。

また、道の駅移転整備事業につきましては、現在、事業執行中ございまして建築工事がなされております。当初年度内竣工を目指していたわけですが、竣工時期が令和8年度になったということで、繰越しをさせていただくというものでございます。

また、債務負担行為の変更につきましては、こちらにつきましては、今年度まで各種団体に上限30万円で補助金を交付していたということでございます。こちら、事業実施団体等におきましても物価高騰等ございまして、値上げが必要ということで1団体40万円の4団

体分ということで債務負担の補正をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） 都市建設課課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） それでは、まず、繰越業務が多いということで、その理由として主にどうしても土地関係が絡むもので、地権者との交渉とか電柱の移設ですか、そういうものにどうしても予想外の日数をかけてしまうことがあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

あと町営南団地の建設についてなんですが、遅れについてなんですが、建設の前の解体業務において移転者の引っ越しにちょっと時間が大きくかかってしまい、新しく建てる事業の始まりが遅れてしまったということです。どうしても南団地にいた方、何十年もいてお年も召している方なので、引っ越しとなるとどうしても作業的に大変なもので、どうしても時間がかかってしまったということです。

以上です。

○座長（杉山 清君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 大体おおむね分かりました。

ただ、やっぱりこの林業について、ちょっともう少し計画的にやっていただきたいなという思いはあるんです。いろんなところ町道に張り出した木とか、そういうのを町内いろんなところから皆さん、訴えてくるんですけれども、議員に訴えてくるんですけれども、ここは議員に訴えても区長に連絡してほしいとか、いろいろ言われて、なかなかスムーズにはやってもらえないというのがあるものですから、本当に町内をもう少ししっかりと見回してほしいということ。

それから、どのような計画を立てているのか、そこら辺のところがちょっとまたよく分かりません。この森林環境譲与税を使って国ではどうしろと言っているのかなと、その国で言っていることに対して、どのように町は計画を立てているんだろうかと、そういうのがちょっとよく見えていないというのもありますので、この辺、もし分かっていたら、もう一度お願いをいたします。

それから、ホールの湯は優先してでもやるべきなんじゃないかなというのは思ったんですけれども、新たに出てきたものなんでしょうか。障害者に対する天井の落下の危険があるということを今、答弁いただきましたが、これは予算化していないことで新たにできたことなんじゃないかな。そこら辺のところが予算化していたものなのか、どうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○座長（杉山 清君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

個別のこの浴室天井修繕ということに関しては、新たなものでございます。予算といたしましては、修繕工事費という中で対応をしているということでございます。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ホロルの湯の浴室天井については、最近になって天井がゆがんで落ちそうだということが工事業者から報告があって点検したところ、本当に放置すると天井の化粧板が、浴室の化粧板が落ちてします危険性があるということが確認できたので、工事をする事になったわけです。

商工費の修繕工事費として箇所を必ずしも定めなくて、ある程度、修繕費として、あるいは工事費として抱えている分がありますので、既にある予算の中で緊急で壊れたところについて契約をして、今回繰り越す事になったということでございます。

全て工事、この箇所をやるというのではなくて、修繕費として大まかに取っているところもありますので、そういった予算を活用して緊急修繕をやっているということでご理解をいただきたいと思います。

○座長（杉山 清君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 町長、それちょっと違うんじゃないんですか。

あのね、それは、それできちんとやった上で、そして新しいものが出た場合は、新しいものをこういう事情で出すので、予算に入れますというようなことで補正予算にすべきじゃないんですか。そんな繰越明許費の中に、ごちゃまぜになって、いろいろとやってしまうということ自体が、やっぱりお金を何だと思っているんでしょう、それはいけないと思うんですよ。私たちのこういうお金を扱う中で、こっちが残っているから、こっち余っているから、ここのところから持ってきて使いましょうという、それは、よく小坪さんが言っていましたけれども、流用しちゃっているという、それはやめたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今、ホロルの湯で、障害者向け浴室なんですけれども、工事中ということで、利用ができなくなっております。

ほかの施設もそうですけれども、事前にここ壊れそうだと分かっている場合は、分かっている予算計上するのですが、今回のようにそこが壊れると予期していなくて、急に壊れたということがありますので、そういうときには、今、確保している予算の中ですぐに修繕をするということが、お客様のため、あるいは安全性のためですので、それは学校とかの修繕費でも、ある程度、修繕費確保で見ているのですが、実際壊れなかったら執行しないで余ったとして、3月補正として落としたりしますし、逆に予測以上に壊れちゃったといたら、そこは、ちょっとかき集めて、すぐに修繕したりすることもあるわけなんです。

それを事前に工事箇所を全部固定して、工事箇所が変わるたびに補正予算をやるというふうになると、実務的にはそれをやるとすぐに3か月間、4か月間使用停止ということを繰り返す事になってしまいますので、それは、やっぱり住民とか、お客様のためになりませんので、そこは地方自治法上、あるいは城里町予算書上、商工費は今回、増減なし3

月補正をしておりますが、既にお認めいただいた商工費の中で工事をする。

ただ、3月31日までに工事が終わらないということで、予算の増額をお願いしているわけではなくて、既にお認めいただいた予算の中で緊急修繕を行うけれども、3月31日までは間に合わないの、繰越しを認めてくださいと。もう既に修繕の契約を結んで、工事が真っ最中ですので、あと1週間ぐらいか2週間で終わるかもしれませんが、ぎりぎり終わる可能性もなくはないですが、あらかじめ、3月31日までに終わらない可能性があるの、繰越明許費で出しているということですので、お客様のためですので、安全を守るためですので、その点ご理解いただきたいと思います。

○座長（杉山 清君） 藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） 町長、ひとつ申し上げます。

これは、とても大事なことで、一つ一つけじめみたいなものをつけながら、やっていくべきだと思うんですよ。商工費だからホロルの湯の修繕費を入れちゃおうというのは、町長の答弁は、何でもみな答弁が要らないと言うのかということが、今、分かりました。質問に対して答えていないんですよ。すり替えた答弁をしているんです。だから、もういやんなっちゃうというのがよく分かりました。

あのね、やっぱりこれは、きちんと出すべきものです。それを私がここでホロルの湯の浴室修繕事業というのを出さなければ、それが今、どういうものなのかということが分からなかったということになります。私が聞いたことによって、それがあからさまになったということなんです、確かに、修理は必要なんです。早めにやるべきなのに、何でも繰越明許費にやるのかという単なる疑問から出たものだけなんですけれども、それをきちんとこういうことがあって、こうだからということで筋道を立てながら説明して、やっていくべきだと思うんです。私は、ちょっと今、聞いたことで分かったということです。

それと、土木費についてちょっとお聞きいたします。これは、確かに地権者の状況、それから、その現場の状況、電柱の状況が含まれていて、これだけ長くなるというのが、全てが全てじゃないですよ。それは一部だけのものであって、これだけの22件、22項目も繰越明許費にするというのが、どういうことなのか、こんなに予算を立ててもっと使えるようなところに、必要なところに使えなくなってしまうということがあるんですよ。

もっと使ってほしいところ、住民が非常に大変な状況で生活するのが苦しい中で生活しているのに、こんな余計なところにお金をかけているような予算ないですよ。それで、予算がないからできませんというようなことを言われているじゃないですか。これは、もう少しきちんと整理してもらわないと困ります。もう私、何年もこれ言っていますよ。以前から何回も言っています。こんなにたくさんの繰越明許費はおかしいんじゃないか。そうしたら結局今の答弁もそういうことでしょ。地権者がどうのこうの、電柱がどうのこうの、それは一部にすぎないんです。2回も繰り返しました。ごめんなさい。

どうですか、これもう少し整理する必要があるんじゃないでしょうか。これだけで何千

万円になるんですか。3,900万円、3,300万円、1,300万円、3,700万円、4,100万円、6,900万円、1,200万円、これだけでも、1億円以上でしょ、もう。何でこういうことをやるんでしょう。もう少し整理してください。

○座長（杉山 清君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、回答させていただきます。

藤咲議員の前提は、繰越しはけしからんという前提で、繰越しは無駄で繰越しはけしからんというような前提でお話をされておりますが、今、国土交通省のほうからも発注時期が集中して、3月とか4月に仕事がなくなるということがないように、繰越しも活用して通年で仕事が、平準化して仕事ができるようにしてくださいということで、通知をいただいています。それで、各自治体がどれぐらい分散発注しているかというのを国土交通省で調べていたりします。もし、藤咲さんの言うとおりの繰越しがゼロ、繰越しが完全になくなるようにするためには、2月末ぐらいで全部工事を終えて、3月で検査して支払いもやるというふうにしなくてはいけないのです。

そして、予算が4月に成立すると、その後ゴールデンウィーク明けて発注すると、3月、4月、5月は土木工事が全くない状態になってしまいます。そうすると会社としては、通年で従業員を雇っているわけですから、年度末に仕事が終わるのが集中して、6月ぐらいからまた新しい仕事が始まるとなると、毎年3か月ぐらい仕事がなくなっちゃうんです。そういうことがないように、もちろん年度内に終わる仕事があってもいいけど、繰越しして3月をまたいで、工事ができるようにすることも積極的に悪いことではないから、やってくださいというふうな通知も出ております。

○座長（杉山 清君） 答弁しています。静粛にお願いします。

○町長（上遠野 修君） もちろん、なるべく3月までに終わらそうとしても終わらないという事情もあります。実際、石塚の一本松の交差点とか今、工事をやっていて3月以内に終わらないから、多分5月か6月ぐらいまでかかると思いますけれども、それもほかのもほとんど工事予算があって、年度の早期に工事をしたいんだけど、地権者さんの都合でお地蔵さんをどかすのをもうちょっと待ってくれとか、あるいは、警察の都合で信号機を移すのに、ちょっと時間をくださいとか言って、こちら側の都合だけじゃなくて、相手側の都合で工事の期間が余計にかかるんですよ。

それもあるし、下期の第3四半期とか第4四半期に発注する工事は、発注する時点で、確かに年度内に終わらないことを見越して、第3四半期とか第4四半期に発注しています。全部、年度内で終わらそうと思ったら、第1四半期と第2四半期に全部工事を出して、第3四半期と第4四半期は発注なしというふうになっちゃいます。

でも、実際はさっきも言ったように、工事を請ける側が年間を通して平準化して仕事ができるように、第1四半期、第2四半期だけじゃなくて、第3四半期、第4四半期にも継続して土木工事の発注をしますよ。そうすると、そもそも確かに年度内には終わりません

が、それも悪いことではなくて、仕事を請ける側からすると、3月、4月、5月に全く仕事がなくなったら困るから、繰越し覚悟で発注するのも、請け手側からするとありがたいことなんですよ。第1四半期に発注されて、12月ぐらいで工事が終わっちゃって、第4四半期に工事が発注もなかったら、仕事がなくなっちゃいますから、だから後半も発注するというのは悪いことじゃないんだということをぜひ理解していただきたいと思います。

これは、何度も言っているんですけども、繰越し自体は悪いことじゃないんですということをぜひ理解していただきたいと思います。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） もう少し質問させてください。

分かりました。本当に町長の考えていることが、どういうことなのかということもいろいろ分かりました。

それで、別の項目で質問をしたいんですけども、20ページの消防事業費が、補正予算で1億4,676万6,000円の減額があるんです。この減額について、時間がかかっているの、後で一つ一つ聞きます、私。担当課に行って。いいです。

○座長（杉山 清君） 片岡藏之君。

○議員（片岡藏之君） 若干の休憩時間をいただきたいのですが。

○座長（杉山 清君） これが終わりましたら休憩を入れますので。

ほかにございませんか。

猿田正純君。

○議員（猿田正純君） 町長、先ほどの元気アップ振興券、これ私12月のときも町長に聞きましたけれども、私が議会事務局にいたときに、今回は8回目でもう印刷屋さんとのルートは完璧にできているので、早急にできますから、すぐにやりますと私らの前で豪語していたじゃないですか。そのときに、大洗は1月中には発行しますよとそういう話は出ていた。それが町長、大洗は事実2月にもう既に終わっているじゃないですか。同時に進めていて。それをなぜ6月頃までかかるんですか。もう郵便局なんて私の知り合いも、うちの娘も郵便局に勤めていますけど、内容は分かっていますよ、どういうことをしているのか。それで、郵便局のせいなんかにしないでください。向こうは株式会社なんですから、今。

それはそれとして、この繰越し明許の中の土木費、これを先ほど財務課長が言いましたように、当初予算から補正予算まで一つ一つ、いつ出したのかというのをチェックしていたんですけども、ちょっと見切れない、調べ切れないところが幾つか出てきているんですよ。ですから、これ土木費の部分だけで構いませんので、これは何月に出したものだ、予算を計上したものだというものを、全部明記した一覧表を、お手数でも出していただくことはできないでしょうか。

○議員（藤咲芙美子君） 私も求めます。

○座長（杉山 清君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ただいまのご質問ですが、予算計上時期というものでいいですよ。それであれば、初日でもいいですか。

○議員（猿田正純君） 結構です。

○財務課長（雨宮忠芳君） 用意します。よろしくお願いします。

○議員（猿田正純君） 以上です。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） ここで、暫時休憩といたします。

再開時間は4時10分といたします。

よろしくお願いします。

午後 4時00分休憩

午後 4時11分再開

○座長（杉山 清君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第15号 令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,804万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億7,590万円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明します。

1款1項国民健康保険税でございますが、既定額から1,777万8,000円を減額するものです。こちら、実績見込みによりまして国民健康保険税の減額を見込んでございます。

4款県支出金、1項県補助金です。こちら既定額から6,247万2,000円を減額するものです。主に、実績見込みによります保険給付費等交付金の減を見込んでおります。

6款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から2,072万1,000円を減額するものです。

主に、実績見込みによります保険基盤安定繰入金及び職員給与費等繰入金の減を見込んでおります。

2 項基金繰入金ですが、既定額から782万6,000を減額するものです。こちら基金繰入金を減額を見込んでございます。

8 款諸収入、3 項雑入でございます。既定額に292万9,000円を追加するものです。主に、実績見込みによります一般被保険者返納金の増を見込んでございます。

3 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額から890万6,000円を減額するものです。主に、職員人件費の減を見込んでございます。

2 款保険給費、1 項療養諸費ですが、既定額から5,611万6,000円を減額するものです。主に、実績見込みに基づきまして、一般被保険者療養給付費等負担金の減を見込んでおります。

2 項高額療養費ですが、既定額から1,356万1,000円を減額するものです。こちらも実績見込みに基づきまして、高額療養費負担金を減額するものでございます。

4 項出産育児諸費でございます。実績見込件数の減によりまして、既定額から200万円を減額するものです。

5 項葬祭諸費ですが、同じく実績見込件数の減によりまして、既定額から35万円を減額するものです。

5 款 1 項保健事業費ですが、人間ドック等の受診者数の見込減により、既定額から60万円を減額するものです。

2 項特定健康診査等事業費ですが、特定健康受診者数の見込減によりまして、既定額から298万9,000円を減額するものです。

8 款諸支出金、3 項繰出金でございますが、既定額から1,352万円を減額するものです。こちら事業勘定から施設勘定への繰出金を減額するものです。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第3号）につきまして、ご説明いたしました。詳細につきましては、4 ページから14 ページまでの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。

続きまして、15 ページをご覧ください。

令和7年度城里町国民健康保険特別会計施設勘定（第3号）につきましてご説明いたします。

第1条です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,678万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,072万5,000円とするものでございます。

16 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明します。

1款診療収入、1項外来収入ですが、既定額に1,683万5,000円を追加するものです。外来収入の増を見込んでおります。

2項その他の診療収入ですが、既定額に316万5,000円を追加するものです。こちら主に以下の諸検査等収入現年度分の増を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から3,678万2,000円を減額するものです。国保施設勘定の診療収入増の見込みによりまして、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金を減額するものでございます。

続いて歳出です。

1款総務費、1項施設管理費ですが、既定額から同額1,678万2,000円を減額するものです。実績見込みによります職員人件費の減を見込んでおります。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第3号）につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、17ページから23ページまでの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただければと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 続きまして、議案第16号 令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

第1条です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,281万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、既定額に1,310万2,000円を追加するものです。主に実績見込増により保険料を追加するものでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から369万円を減額するものです。こちら実績見込みにより、保険基盤安定繰入金の減を見込んでございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ですが、既定額に12万円を追加するものです。

こちら実績増によりまして延滞金を追加するものでございます。

続きまして歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、既定額に953万2,000円を追加するものです。こちら主に実績見込増により追加するものでございます。

以上、令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、3 ページから 5 ページまでの補正予算事項別明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより、議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第17号 令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,694万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億4,696万8,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料です。既定額に526万5,000円を追加するもので、実績見込みにより第1号被保険者の保険料の増を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金ですが、既定額から2,557万7,000円を減額するもので、主に、交付見込みにより介護給付費負担金を減額するものです。

2 項国庫補助金ですが、既定額から1,310万3,000円を減額するもので、主に介護給付費及び地域支援事業費の調整交付金、地域支援事業交付金の交付見込みにより減額するものです。

4 款 1 項支払基金交付金ですが、既定額から3,948万3,000円を減額するもので、主なもの介護給付費の支払基金交付金と地域支援事業交付金の交付見込みの減に伴い減額するものです。

5 款県支出金、1 項県負担金ですが、既定額から2,125万4,000円を減額するもので、介護給付費県負担金の交付見込みの減に伴い減額するものです。

2 項県補助金ですが、既定額から245万4,000円を減額するもので、地域支援事業交付金

の交付見込みの減に伴い減額するものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から2,279万7,000円を減額するもので、事業の実績見込みによりまして、人件費や事務費等の一般会計繰入金を減額するものです。

3 項介護サービス事業勘定繰入金ですが、既定額に246万1,000円を追加するもので、介護サービス事業勘定の実績見込みにより繰入金を追加するものです。

3 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額から175万2,000円を減額するもので、主なものは人件費の減を見込んでおります。

3 項介護認定審査会費ですが、既定額から95万円を減額するもので、実績見込みにより主治医意見書作成手数料などの役務費を減額しております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費ですが、既定額から1億2,780万円を減額するもので、主なものは実績見込みにより居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などを減額するものです。

2 項介護予防サービス等諸費ですが、既定額に170万円を追加するもので、主に介護予防サービス給付費と介護予防の住宅改修費の実績見込みにより追加するものです。

3 項高額介護サービス等費ですが、既定額から200万円を減額するもので、高額介護サービス費の実績見込みにより減額するものです。

5 項特定入所者介護サービス等費ですが、既定額から1,600万円を減額するもので、実績見込みにより特定入所者介護サービス費を減額するものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費ですが、既定額から213万5,000円を減額するもので、主なものは、要支援の方の通所介護や訪問介護の利用実績の見込みにより、介護予防生活支援サービス事業費を減額するものです。

3 項包括的支援事業任意事業ですが、既定額から858万6,000円を減額するもので、主に地域包括支援センターの人件費を減額するものです。

5 款1 項基金積立金ですが、既定額に3,476万9,000円を追加するもので、介護給付費準備基金の積立金を見込んでおります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金ですが、既定額に581万2,000円を追加するもので、令和6年度分の国・県等地域支援事業費交付金、低所得者保険料軽減負担金等の実績確定に伴う償還金です。

以上、令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第3号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから16 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますのでご覧ください。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、17ページ、令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条です。

予算の総額に歳入歳出それぞれ83万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ774万5,000円とするものです。

18ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正から歳入についてご説明申し上げます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入でございますが、既定額に83万6,000円を追加するもので、事業費の確定見込みにより追加するものです。介護予防サービス計画費収入の増によるものです。

続きまして歳出です。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費ですが、既定額から162万5,000円を減額するもので、実績見込みにより人件費を減額するものです。

2款諸支出金、1項繰出金ですが、既定額に246万1,000円を追加するもので、事業実績の見込みにより保険事業勘定へ繰り出すものです。

以上が、令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、19ページから22ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第18号 令和7年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

説明の前に、補正予算第2号の資料についてであります。事前に送付させていただいた資料に誤りがありまして、本日午前中のうちに差し替えさせていただいております。条番号にずれがあったため差し替えたものになります。事前にメモと記録していた場合は反映されてございますので、ご了承いただければと思います。大変申し訳ありませんでした。

改めて説明をさせていただきます。

議案第18号 令和7年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則になりますので、第2条から説明申し上げます。

第2条、業務の予定量ですが、水道施設更新事業について今回の補正減額に伴い5,880万円を減額し、1億5,508万1,000円とするものです。

次に第3条、収益的収入の予定額について補正になります。

1款水道事業収益、1項営業収益について、既決予定額から623万円を減額するものです。事業額の確定見込みに伴うものです。

2項営業外収益について、同額の623万円を追加するものです。こちら長期前受金戻入額の増加によるものです。水道事業収益総額としては既決予定額どおりとなります。

次に2ページをご覧ください。

第4条、資本的支出ですが、予算第4条括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,597万1,000円を2億8,717万1,000円に改め、1款資本的支出、1項建設改良費の既決予定額から5,880万円を減額するものです。こちらは事業費の確定見込みによるものです。

以上、令和7年度城里町水道事業補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、4ページ以降の実施計画書及び実施計画明細書をご覧くださいければと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） では、議案第19号 令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則になりますので、第2条から説明申し上げます。

第2条、業務の予定量ですが、下水道整備事業について既決予定額から3,660万円を減額し、1億6,040万円とするものです。こちらは今回の建設改良費の補正に合わせたものとなります。

次に第3条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず歳入でございます。

第1項営業収益について、既定額に404万7,000円を追加するものです。下水道使用料を見込むものになります。

第2項営業外収益について、他会計補助金554万4,000円を減額し、補助金99万3,000円

及び長期前受金戻入額401万5,000円を追加するものです。こちらは事業の確定見込みに伴うものとなります。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

第1項営業費用について、既決予定額に320万4,000円を追加するものです。主なものは、管渠費、処理場費、総係費の減額、減価償却費の増額分となります。

第3項特別損失について、既決予定額に30万7,000円を追加するものです。過年度損益修正損の追加となります。

次に2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出についてですが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億9,316万2,000円を2億9,725万4,000円に改め、補正するものです。

まず歳入でございます。

第1款資本的収入、第1項企業債ですが、既決予定額から2,510万円を減額するものです。

第2項補助金ですが、既決予定額から95万9,000円を減額するものです。事業費の確定見込みにより国庫補助金を減額するものになります。

第3項負担金ですが、既決予定額から63万2,000円を減額するものです。こちら実績見込みにより流域特環下水道受益者負担金を減額するものになります。

第4項分担金ですが、既決予定額から81万6,000円を減額するものです。こちら実績の見込みにより農業集落排水受益者分担金を減額するものです。

第5項出資金ですが1,744万7,000円を減額するものです。事業費の確定見込みにより一般会計出資金を減額するものです。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

1款1項建設改良費について4,086万2,000円を減額するものです。事業費の確定見込みにより管渠整備事業費と管渠改良事業費について減額するものです。

第5条企業債につきましては、事業費確定見込みに伴う補正減額により限度額を減額するものです。

次に3ページをご覧ください。

第6条職員給与費については、確定見込みに伴い既決予定額から97万8,000円を減額するものです。

以上、令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、5ページ以降の実施計画書、実施計画明細書等をご覧くださいと思います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

藤咲芙美子君。

○議員（藤咲芙美子君） これ1つだけお聞きいたしますが、下水道の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。今後どのような計画をしていますかお聞きいたします。

あとちょっと今説明の中で気になったことがあります。企業債減額が2,500万減額になっていますが、これはどういうものが減額になっているのか、ちょっと説明できればお願いいたします。

○座長（杉山 清君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

公共下水道の整備計画ということで、今現在広域化事業として農業集落排水事業既に5地区分がございます。こちらにつきましては、老朽化が進行していることから順次処理場を取り壊して公共下水道のほうに取り込んでいくということで計画を進めてございます。来年度にはまず上入野地区農業集落排水施設処理場廃止して取り込む予定でございます。

公共下水道事業の新規の整備計画につきましては、現在磯野地区に整備を進めているところでございます。

雑駁なご説明にはなってしまうんですが、進捗状況につきましては以上になります。

企業債の減額の内容なんですけれども、これは管渠整備費の事業費が確定したことに伴う減額となってございます。ちょっと詳細な内訳はすいません今ちょっと手元にはないんですけれども。

○座長（杉山 清君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第20号 令和8年度城里町一般会計暫定予算についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

暫定予算の期間につきましては3か月を見込んでおり、行政運営上、必要最小限の経費を計上したものであります。

第1条であります。

一般会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,600万円とするものです。

第2条一時借入金金は、借入れの最高額を2億円とするものです。

第3条歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合、同一管内でこれらの経費の各項の款の流用をするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出暫定予算であります。

まず歳入であります。

1款町税、1項町民税1億5,228万4,000円ありますが、個人法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2項固定資産税5億8,862万4,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

3項軽自動車税8,189万1,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。

4項町たばこ税3,347万7,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

5項入湯税561万3,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税959万円ありますが、6月交付分を見込んでおります。

2項自動車重量譲与税2,928万2,000円ありますが、6月交付分を見込んでおります。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金1億2,807万3,000円ありますが、6月交付分を見込んでおります。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金950万円ありますが、4月交付分を見込んでおります。

12款地方交付税、1項地方交付税7億9,616万3,000円ありますが、4月及び6月交付分の普通交付税を見込んでおります。

14款分担金及び負担金、1項負担金131万2,000円ありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15款使用料及び手数料、1項使用料2,551万6,000円ありますが、総務使用料、土木使用料、教育使用料を見込んでおります。

2項手数料1,467万円ありますが、総務手数料、衛生手数料等を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金2億3,417万4,000円ありますが、主なものは民生費国庫負担金で、自立支援給付費負担金、児童手当負担金、施設型給付費負担金等を見込んでおります。

2項国庫補助金1,872万6,000円ありますが、主なものは総務費国庫補助金と、民生費国庫補助金で、デジタル基盤改革支援補助金と地域生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金等を見込んでおります。

3項委託金166万円ありますが、主なものは民生費委託金で、基礎年金等事務費交付金等を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金8,401万8,000円ありますが、主なものは民生費県負担金で自立支援給付費負担金、施設型給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでおります。

2項県補助金4,750万9,000円ありますが、主なものは民生費県補助金、農林水産業費

県補助金、土木費県補助金、教育費県補助金で、子ども・子育て支援交付金や県単土地改良事業費補助金、合併市町村幹線道路緊急支援事業費補助金等を見込んでおります。

3 項委託金1,250万1,000円ではありますが、主なものは総務費委託金で、市町村事務処理特例交付金、個人県民税徴収取扱費等を見込んでおります。

18款財産収入、1 項財産運用収入868万5,000円ではありますが、主なものは利子等を見込んでおります。

2 項財産売却収入2,000円を見込んでおります。

19款寄附金、1 項寄附金2,500万3,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款繰入金、2 項基金繰入金41万8,000円ではありますが、主なものは中山間地域等直接支払事業町負担金に充当するふるさと水と土保全基金繰入金を見込んでおります。

21款繰越金、1 項繰越金、前年度繰越金として1 億円を見込んでおります。

22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料100万2,000円ではありますが、主なものは町税延滞金を見込んでおります。

3 項貸付金元利収入456万7,000円ではありますが、主なものは自治金融融資預託金回収金を見込んでおります。

4 項受託事業収入78万4,000円ではありますが、主なものは農地中間管理事業業務委託金を見込んでおります。

5 項雑入4,095万6,000円ではありますが、主なものは場外車検場売場交付金、消防団員退職報奨金等を見込んでおります。

続きまして歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費3,876万2,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んでおります。

2 款総務費、1 項総務管理費ではありますが、4 億1,619万7,000円ではありますが、主なものは人件費、委託料等の物件費、公共施設整備基金積立金、各種負担金、補助金、七会町民センター支店管理料を見込んでおります。

2 項町税費6,752万4,000円ではありますが、主なものは人件費、電算業務費委託料やシステム使用料等の物件費、負担金及び過誤納還付金等を見込んでおります。

3 項戸籍住民税基本台帳費2,471万4,000円ではありますが、主なものは人件費、システム委託料及び使用料等の物件費を見込んでおります。

4 項選挙費536万円ではありますが、選挙管理委員会費、町長選挙費の需用費、委託料等の物件費を見込んでおります。

5 項統計調査費111万7,000円ではありますが、統計調査総務費、基幹統計費を見込んでおります。

6 項監査委員費11万4,000円ではありますが、委員報酬を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費 4 億9,698万5,000円ではありますが、主なものは人件費、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金扶助費、後期高齢者医療給付費負担金等を見込んでおります。

2 項児童福祉費 2 億8,686万8,000円ではありますが、主なものは人件費、児童手当等保育所費の施設型給付費の扶助費等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費5,989万3,000円ではありますが、主なものは人件費、予防接種業務委託、健診委託等の委託料等の物件費、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金等を見込んでおります。

2 項清掃費7,974万7,000円ではありますが、主なものは人件費、委託料等の物件費を見込んでおります。

4 項下水道費237万円ではありますが、合併浄化槽設置補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 1 億1,241万9,000円ではありますが、主なものは人件費、負担金、農業集落排水事業の下水道事業会計補助金等を見込んでおります。

2 項林業費120万2,000円ではありますが、森林組合補助金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費9,861万4,000円ではありますが、主なものは人件費、指定管理料等の物件費等を見込んでおります。

7 款土木費、1 項土木管理費2,955万7,000円ではありますが、主に人件費を見込んでおります。

2 項道路橋梁費5,579万6,000円ではありますが、主なものは道路維持費の委託料及び工事請負費等を見込んでおります。

4 項都市計画費3,613万2,000円ではありますが、主なものは人件費、公園維持管理費、公共下水道補助金等を見込んでおります。

5 項住宅費4,376万2,000円ではありますが、主なものは人件費、町営住宅の管理修繕業務委託費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 1 億4,105万2,000円ではありますが、主なものは消防団員退職報奨金、水戸市への消防事務負担金等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費7,889万6,000円ではありますが、主なものは人件費、通学費補助金等を見込んでおります。

2 項小学校費 1 億623万7,000円ではありますが、主なものは人件費、バス運行委託及びパソコンソフトウェア使用料等の物件費等を見込んでおります。

3 項中学校費4,369万5,000円ではありますが、主なものは人件費、パソコンソフトウェア使用料等の物件費等を見込んでおります。

4 項社会教育費7,545万3,000円ではありますが、主なものは人件費、社会教育施設の維持管理委託料等の物件費、ふれあいの船事業の委託費等を見込んでおります。

5 項保健体育費4,981万9,000円ではありますが、主なものは人件費、体育施設等維持管理

費等の物件費、給食センター材料費等を見込んでおります。

11款公債費、1項公債費1億71万5,000円ではありますが、地方債の元利償還金を見込んでおります。

12款予備費、1項予備費300万円を計上いたしました。

以上、議案第20号 令和8年度城里町一般会計暫定予算の説明になりますが、詳細につきましては6ページから8ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○座長（杉山 清君） これより、議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 続きまして、議案第21号 令和8年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算につきましてご説明いたします。

1ページをご覧願います。

令和8年度城里町国民健康特別会計事業勘定の暫定予算でございますが、暫定予算の期間につきましては、事業執行上必要な経費を3か月間見込んで計上させていただいております。

第1条です。

歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,526万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、歳出予算の流用につきまして保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一管内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものでございます。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出暫定予算です。

初めに歳入についてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税1,397万円ですが、一般被保険者の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料ですが、保険税の督促手数料の科目設定1,000円となっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、災害臨時特例補助金の科目設定1,000円となります。

4 款県支出金、1 項県補助金 3 億4,600万7,000円ですが、主に保険給付費等交付金を見込んでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入21万円ですが、基金積立金利子収入を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金2,004万5,000円ですが、主に職員給与費等繰入金を見込んでございます。

2 項基金繰入金についてですが、国保支払準備基金の科目設定1,000円となっております。

7 款 1 項繰越金370万円ですが、前年度繰越金を見込んでございます。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料100万2,000円ですが、主に一般被保険者延滞金を見込んでおります。

2 項受託収入につきましては、特定健康診査等受託料の科目設定1,000円となっております。

3 項雑入33万円ですが、主に一般被保険者第三者納付金を見込んでおります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出につきましてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費1,973万6,000円ですが、主に国保事業に伴う職員人件費、事務費、国保システム関連事業費を見込んでおります。

2 項町税費126万7,000円ですが、主に国保税例年処理委託及び国保税システム使用料を見込んでいます。

3 項運営協議会費 6 万2,000円ですが、国保運営協議会関連事業費で主に協議会委員報酬を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費 3 億445万3,000円ですが、主に一般被保険者療養給付費を見込んでおります。

2 項高額療養費4,155万2,000円ですが、主に一般被保険者高額療養費を見込んでいます。

3 項移送費ですが、科目設定1,000円となります。

4 項出産育児諸費150万円ですが、出産育児一時金を見込んでいます。

5 項葬祭諸費50万円ですが、葬祭費を見込んでおります。

4 款 1 項保健事業費156万2,000円ですが、主に脳ドック、人間ドックの委託料を見込んでおります。

2 項特定健診健康診査等事業費1,030万8,000円ですが、主に特定健診委託料を見込んでいます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金65万8,000円ですが、主に過誤納還付金を見込んでいます。

3 項繰出金116万8,000円ですが、事業勘定から施設勘定への施設運営費を見込んでいま

す。

9 款 1 項予備費ですが、250万円を見込んでいます。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算施設勘定につきまして説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから17ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

続きまして、19ページをご覧ください。

令和 8 年度城里町国民健康保険特別会計施設勘定の暫定予算につきましてご説明いたします。

こちらにも同様に暫定予算の期間につきましては、事業執行上必要な期間 3 か月間を見込んで計上しております。

第 1 条です。

歳入歳出暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ6,265万3,000円とするものでございます。

20ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出暫定予算です。

初めに歳入です。

1 款診療収入、1 項外来収入5,689万4,000円ですが、医科及び歯科の外来診療等を見込んでいます。

2 項その他の診療収入203万7,000円ですが、主にインフルエンザ予防接種等収入を見込んでいます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 3 万6,000円ですが、医師住宅使用料収入を見込んでいます。

2 項手数料10万円ですが、診断書及び介護意見書等収入を見込んでいます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金247万7,000円ですが、一般会計からの施設運営費繰入金を見込んでおります。

4 款 1 項繰越金100万円ですが、前年度の繰越金を見込んでいます。

5 款諸収入、1 項雑入10万9,000円ですが、主に投薬用費代、販売代金、歯科撤去冠壳払代金を見込んでいます。

続きまして、21ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項施設管理費4,244万8,000円ですが、人件費及び施設運営費を見込んでいます。

2 項研究研修費20万7,000円ですが、主に医科歯科書籍代、学会研修負担金を見込んでいます。

2 款 1 項医業費1,888万5,000円ですが、主に医薬材料費、諸検査委託費等を見込んでいます。

3 款 1 項公債費11万3,000円ですが、一時借入金利子を見込んでいます。

4 款 1 項予備費ですが、100万円を見込んでいます。

以上、国民健康保険特別会計暫定予算施設勘定につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、22ページから31ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより、議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 議案第22号 令和8年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

暫定予算の期間につきましては、3 か月間を見込んで事務事業執行上必要な経費を計上させていただいております。

第1条です。

歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,610万9,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出暫定予算です。

初めに歳入です。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料6,499万7,000円ですが、特別徴収、普通徴収現年課税分及び滞納繰越分の保険料を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料ですが、督促手数料の科目設定1,000円のみです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金87万7,000円ですが、一般会計からの事務費繰入金でございます。

4 款 1 項繰越金ですが、科目設定1,000円となります。

5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料7,000円ですが、延滞金を見込んでいます。

2 項償還金及び還付加算金22万6,000円ですが、主に保険料還付金を見込んでいます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出についてご説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費32万7,000円ですが、後期高齢者医療制度関連システム使用料を見込んでいます。

2 項徴収費 5 万1,000円ですが、保険料収納関係の物件費で督促状用紙代、納付者発送郵便料を見込んでいます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金6,500万5,000円ですが、後期高齢者医療広域連合への納付金を見込んでいます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金22万6,000円ですが、主に保険料還付金を見込んでいます。

4 款 1 項予備費ですが50万円を見込んでいます。

以上、後期高齢者医療特別会計暫定予算につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから 7 ページまでの事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより、議案第22号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第23号 令和 8 年度城里町介護保険特別会計暫定予算につきましてご説明いたします。

暫定予算の期間につきましては、事業執行に必要な経費を 3 か月分見込んで計上したもののになります。

1 ページをご覧ください。

第 1 条であります。

介護保険特別会計保険事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億704万5,000 円とするものです。

第 2 条、歳入歳出の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算であります。

まず歳入からご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料であります。1 億2,921万8,000円としたもので、第 1 号被保険者からの特別徴収、普通徴収保険料を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料であります。2,000円としたものです。保険料関係の証明手数料などを見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。9,924万4,000円としたもので、介護給付費負担金の収入を見込んでおります。

同じく 2 項国庫補助金であります。3,661万7,000円としたもので、介護給付費調整交付金や地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。

4 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金 で あ り ま す が 、 1 億 5,510 万 8,000 円 と し た も の で 、 介 護 給 付 費 地 域 支 援 事 業 の 支 払 基 金 交 付 金 の 収 入 を 見 込 ん で お り ま す。

5 款 県 支 出 金 、 1 項 県 負 担 金 で あ り ま す が 、 8,247 万 円 と し た も の で 、 介 護 給 付 費 県 負 担 金 の 収 入 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 2 項 県 補 助 金 で あ り ま す が 、 433 万 円 と し た も の で 、 地 域 支 援 事 業 交 付 金 の 収 入 を 見 込 ん で お り ま す。

3 項 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金 で あ り ま す が 、 科 目 設 定 で 1,000 円 と し た も の で す。

6 款 財 産 収 入 、 1 項 財 産 運 用 収 入 で あ り ま す が 、 19 万 8,000 円 と し た も の で 、 基 金 の 利 子 収 入 を 見 込 ん で お り ま す。

7 款 繰 入 金 、 1 項 他 会 計 繰 入 金 で あ り ま す が 、 9,882 万 4,000 円 と し た も の で 、 主 に 介 護 給 付 費 に 対 す る 町 負 担 分 、 人 件 費 及 び 事 務 費 繰 入 金 等 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 2 項 基 金 繰 入 金 で あ り ま す が 、 科 目 設 定 で 1,000 円 と し た も の で あ り ま す。

同 じ く 3 項 介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定 繰 入 金 で あ り ま す が 、 2,000 円 と し た も の で 、 介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定 か ら の 繰 入 金 を 見 込 ん で お り ま す。

8 款 1 項 繰 越 金 で あ り ま す が 、 100 万 円 と し た も の で 前 年 度 繰 越 金 を 見 込 ん で お り ま す。

9 款 諸 収 入 で あ り ま す が 、 3 ペ ー ジ に ま た が り ま し て 、 1 項 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 で あ り ま す 、 3,000 円 と し た も の で 、 第 1 号 被 保 険 者 か ら の 延 滞 金 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 2 項 雑 入 で あ り ま す が 、 2 万 7,000 円 と し た も の で 、 介 護 予 防 教 室 個 人 負 担 金 の 収 入 を 見 込 ん で お り ま す。

続 き ま し て 、 歳 出 で す。

4 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い。

1 款 総 務 費 1 項 総 務 管 理 費 で あ り ま す が 、 1,447 万 9,000 円 と し た も の で 、 人 件 費 、 電 算 シ ス テ ム の 委 託 料 や 使 用 料 等 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 2 項 徴 収 費 で あ り ま す が 、 128 万 7,000 円 と し た も の で 、 通 信 運 搬 費 、 保 険 料 算 定 業 務 委 託 費 等 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 3 項 介 護 認 定 審 査 会 費 で あ り ま す が 、 294 万 円 と し た も の で 、 認 定 審 査 会 委 員 報 酬 や 認 定 調 査 に 伴 う 諸 費 用 等 を 見 込 ん で お り ま す。

2 款 保 険 給 付 費 、 1 項 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 で あ り ま す が 、 5 億 444 万 4,000 円 と し た も の で 、 介 護 保 険 サ ー ビ ス を 利 用 し た 要 介 護 1 か ら 5 の 被 保 険 者 に 対 し て 、 保 険 給 付 費 と し て 支 出 す る 費 用 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 2 項 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 で あ り ま す が 、 1,598 万 円 と し た も の で 、 介 護 予 防 サ ー ビ ス を 利 用 し た 要 支 援 1 と 2 の 被 保 険 者 に 対 し 、 保 険 給 付 費 と し て 支 出 す る 費 用 を 見 込 ん で お り ま す。

同 じ く 3 項 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費 で あ り ま す が 、 1,290 万 3,000 円 と し た も の で 、 在 宅 や 施 設 で 介 護 保 険 サ ー ビ ス に か か っ た 費 用 の 利 用 者 負 担 額 が 一 定 の 上 限 額 を 超 え た 場 合 に 給

付する費用を見込んでおります。

同じく 4 項高額医療合算介護保険サービス等費であります、140万1,000円としたもので、各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担が一定の上限金額を超えた場合について給付する費用を見込んでおります。

同じく 5 項特定入所者介護サービス等費であります、2,400万円としたもので、介護保険施設へ入所した低所得者の方の居住費や食費の負担を軽減するために給付する費用を見込んでおります。

同じく 6 項そのほか諸費であります、39万円としたもので、国保連合会への審査支払手数料を見込んでおります。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費であります、889万円としたもので、要支援 1、2 の認定者と基本チェックリストでの事業対象者と判定された被保険者の予防事業費を見込んでおります。

同じく 2 項一般介護予防事業費であります、644万9,000円としたもので、65歳以上の全ての被保険者対象の予防事業費を見込んでおります。

同じく 3 項包括的支援事業任意事業費であります、1,251万9,000円としたもので、地域包括支援センター運営費用を見込んでおります。

同じく 4 項その他諸費であります、1 万3,000円としたもので、国保連合会への審査支払手数料を見込んでおります。

5 款 1 項基金積立金であります、19万8,000円としたもので、基金利子分を積み立てるものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります、40万1,000円としたもので、過誤納還付金の費用を見込んでおります。

同じく 2 項延滞金につきましては、1,000円のみ見込んでおります。

5 ページにまたがりまして、7 款 1 項予備費につきましては、75万円を計上しております。

以上、城里町介護保険特別会計保険事業勘定の暫定予算の説明になりますが、詳細につきましては 6 ページから 22 ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。

続きまして、23 ページをご覧ください。

令和 8 年度城里町介護保険特別会計介護サービス事業勘定の暫定予算につきましてご説明いたします。

第 1 条になります。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179 万 4,000 円とするものです。

24 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出暫定予算になります。

まず歳入から、1款サービス収入、1項予防給付費収入であります。179万3,000円としたもので、介護保険の要支援1の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画収入を見込んでおります。

2款1項繰越金1,000円につきましては、前年度繰越金を見込んでおります。

続きまして歳出です。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費であります。179万2,000円としたもので、会計年度任用職員の人件費及び介護予防サービス計画作成委託料を見込んでおります。

2款諸支出金、1項繰出金であります。2,000円としたもので、保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、令和8年度城里町介護保険特別会計介護サービス事業勘定の暫定予算について説明いたしました。

詳細につきましては、25ページから28ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） では、議案第24号 令和8年度城里町水道事業会計暫定予算についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

暫定予算の期間につきましては3か月を見込んでおりまして、行政運営上必要最小限の経費を計上したのとなつてございます。

第1条は総則となりますので、第2条業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数は7,608戸を予定しています。

（2）当季総排水量は3か月分として54万519立方メートルを見込んでおります。

（3）1日平均排水量は5,924立方メートルを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1款水道事業収益9,959万2,000円。

1項営業収益9,956万7,000円ありますが、給水収益その他営業収益を見込んでおります。

3項特別利益2万5,000円ありますが、水道料金過年度分調定増額などを見込んでおります。

支出につきましては、1 款水道事業費用9,959万2,000円。

1 項営業費用9,506万7,000円ではありますが、水道施設の維持管理費、総掛費などを見込んでおります。

2 項営業外費用450万円ですが、消費税納付金を見込んでおります。

3 項特別損失 2 万5,000円ではありますが、水道料金の過年度分調定減額などを見込んでおります。

次 2 ページになります。

第 4 条につきましては、各項の経費の金額を利用することのできる場合を 1 項営業費用、2 項営業外費用とするものになります。

第 5 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費2,341万1,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないとするものです。

第 6 条につきましては、たな卸資産の購入限度額を78万3,000円とするものです。

以上、令和 8 年度城里町水道事業会計暫定予算の概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、3 ページ以降の実施計画、実施計画明細書、給与費明細書をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○座長（杉山 清君） これより、議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第25号 令和 8 年度城里町下水道事業会計暫定予算についてご説明を申し上げます。

暫定予算の期間は 3 か月を見込んでおり、行政運営上最小限の経費を計上するものとなっております。

1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則となります。

第 2 条、業務の予定量よりご説明をいたします。

（1）水洗化人口は 1 万2,245人を予定しております。

（2）年間有収水量は 3 か月分の28万5,250立方メートルを見込んでおります。

（3）主要な建設改良事業として下水道整備事業200万円を見込んでおります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入につきましては 1 款下水道事業収益7,791万2,000円。

1 項営業収益4,509万4,000円ではありますが、下水道使用料、その他の営業収益を見込ん

であります。

2 項営業外収益3,281万8,000円であります、一般会計補助金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款下水道事業費用7,791万2,000円。

1 項営業費用7,587万5,000円であります、管渠費、処理場費、総係費、流域下水道維持管理負担金、資産減耗費を見込んでおります。

2 項営業外費用7,000円であります、企業債利息を見込んでおります。

3 項特別損失 3 万円であります、過年度損益修正損を見込んでおります。

4 項予備費は200万円を計上しております。

次に 2 ページをご覧ください。

第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1 款資本的収入229万4,000円。

3 項負担金100万4,000円であります、受益者負担金を見込んでおります。

4 項分担金 8 万7,000円であります、受益者分担金を見込んでおります。

5 項出資金120万3,000円であります、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出229万4,000円。

1 項建設改良費200万円であります、公共ますの設計委託及び工事費用を見込んでおります。

2 項企業債償還金29万4,000円ですが、企業債償還の元金分を見込んでおります。

第 5 条につきましては、予定支出の各項の金額を流用することのできる場合を 1 項営業費用、2 項営業外費用、3 項特別損失とするものです。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1,835万1,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。

3 ページをご覧ください。

第 7 条につきましては、一般会計から補助金を受ける金額として3,281万8,000円を見込むものです。

以上、令和 8 年度城里町下水道事業会計暫定予算の概要説明させていただきました。

詳細につきましては、5 ページ以降、実施計画、実施計画明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○座長（杉山 清君） これより、議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 議案第26号については、本議会に上程される予定でございます。

続いて、議案第27号から議案第29号まで、3 件を一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 議案第27号 人権擁護委員の推薦についてでございますが、城里町那珂西1874番地小山まり子さん。

議案第28号ということで、城里町石塚877番地の29、加倉井俊雄さん。

議案第29号、城里町石塚922番地の8、石川 渡さんの3名を推薦するものでございます。

小山まり子さんに当たりましては、今まで2期継続してやっていただいたところ、今回の任期満了となりまして、3期目の推薦をするものでございます。

加倉井俊雄さんにつきましては、学校教育歴が長く、今回初めての推薦ということになります。

石川 渡さんにおきましても、学校の教員歴が長く、現在今町の主任児童員をやっていただいている方でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） これより議案第27号から議案第29号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○座長（杉山 清君） 町長、上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） すいません、先ほど猿田議員からのご質問で、計上されていないのがあるんじゃないかというようなそういうのがあったらリストを示してほしいというような話があったんですが、先ほどの休み時間に確認したところ、1個ありましたので今回回答したいと思います。

この土木橋梁費のうち一番上の1380号線道路修繕事業については、当初計上されていなくて、来年度予算以降でやるというつもりでおったんですが、最後予算が余ったため、前倒しで発注しようということで計上しているところでございます。

上入野のほうの工事だというふうに報告を受けていますが、ここについては後でやるんでは来年度以降やってもいいのかもしれませんが、当初予算の成立が遅れるため、前倒しで早めにやっておこうということで、担当課のほうで金額や個所付等選んで計上をしてもらいましたということでございます。

あと、先ほど関議員からもあったストックヤードの跡地整備実施設計事業ですが、これについては、当初で計画費として予算の計上を認めていただいております。

計画が終わりまして、また計画費のほうが当初の予算よりも低い金額で設計会社が落札してくださって、残余の予算があったため、ほかの残余と合わせて計画の次に設計に進むということで設計の予算を設計のほうを継続してやらせていただきたいということで計上しているところでございます。

あとの事業については当初から箇所付としてあったところだということで確認を取りましたので、早めのほうがいいということで今補足をさせていただきました。

以上でございます。

○座長（杉山 清君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○座長（杉山 清君） なお、来る3月24日火曜日午前10時をもって令和8年城里町議会臨時会が招集されておりますので、午前9時50分までに控室へお集まりいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5時27分閉会